

二本松都市計画土地区画整理事業の変更（二本松市決定）について

都市計画下成田土地区画整理事業を廃止する。

「施行区域は、計画図表示のとおり」

○都市計画の変更に係る土地の区域

1 都市計画から除外される土地の区域

福島県二本松市のうち

かないろくぼ いちかいどう さくた さえんいちちようめ さえんにちようめ むかいさくた かぶき じょうたけいちちようめ
金色久保、市海道、作田、茶園一丁目、茶園二丁目、向作田、冠木、上竹一丁目の

一部の区域

○都市計画変更の経緯

年 月 日	事 項	決定権者	備 考
平成6年12月16日	当初決定	福島県	計画規模 約45.0ha

○理 由

平成6年12月16日付け福島県告示第1130号にて下成田土地区画整理事業を都市計画決定し、平成8年7月に、下成田土地区画整理事業組合を設立、事業認可を受けると共に事業に着手した。しかしながら、一部の所有者の理解と協力が得られず、事業を中止するとともに、組合は平成12年9月に解散の認可を受けて解散いたしました。

また、都市計画決定した平成6年当時とは社会・経済情勢が大きく変わり、地価が、下落し、人口が伸びない下で、再度の土地区画整理事業の実施は困難である。

この間、地元、議会からは、土地区画整理ができないこととなったので、都市計画決定を解除してほしい旨の要望が出され、土地区画整理による開発、基盤整備は困難であるとの認識は、地域住民とも一致している。さらに、都市計画決定以来、都計法第53条の許可を受け、建築した者が数多くおりますが、建物の形状等で問題になったことは、一件もなく、これら地権者の理解も得られている。

これらの状況を総合的に判断した結果、下成田土地区画整理事業の都市計画決定を廃止するものである。